

## 第743回

# 東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

令和5年1月16日（月）

【出席委員】

飯塚	美紀子	委員
天日	隆彦	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
下山	典子	委員
うすい	浩一	委員
田の上	いくこ	委員
土屋	みわ	委員
藤井	あきら	委員
柳川	雅彦	委員
稲澤	裕子	委員
大宮	由紀枝	委員
小澤	さおり	委員
古畑	雄二	委員
小室	明子	委員
松崎	真理子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	下出	享克

午後 3 時 29 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが、報道関係者はゼロ、傍聴人は 15 人となっております。

<傍聴人入室>

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 18 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

また、今回、小澤委員が、今期初回の出席となりますのでご紹介させていただきます。豊島区子ども家庭部子ども若者課長の小澤委員でございます。

○小澤委員 小澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 よろしく申し上げます。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 はい、では、ただ今から第 743 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2 『条例に基づく事務の施行経過』について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 12 月 12 日から 1 月 15 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については、1 誌を指定図書類とすることを決定いたしました。12 月 15 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、12 月 16 日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に『ファミリールール講座』を合計 35 回開催いたしました。

また、今月は、出版業界自主規制団体との打合せ会は実施しておりません。

2 ページには、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、3 ページには過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去 1 年間以内に不健全指定を 6 回受けた場合に、事業者に対し勸

告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象者は今月もございません。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の12月分の活動状況でございます。委嘱しております協力員は688名、活動者数は89名、調査店舗数は374店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類『不健全指定図書類』、成人向けなどの成人マーク付きの図書類の『表示図書類』、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の『類似図書類』の3種類でございます。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

今月は、不健全指定図書類、類似図書類及び青少年への販売等を制限する制限掲示について問題のある店舗はございませんでした。表示図書類につきましては、包装されていない店舗が1店舗、区分陳列されていない店舗が1店舗ございました。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切な店舗が1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切な店舗が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、フィルタリングが導入されていない店舗が2店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてでございますが、先月と変動はございません。自動販売機立入調査については、12月は実施してございません。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

それでは、質問はございませんので、前回 12 月の審議会でご提案のありました傍聴席について事務局から説明をお願いしますでしょうか。

○若年支援課長 はい。12 月の審議会におきまして、藤井委員から、傍聴人について定員に達していることもあることから、傍聴席の増設についてご提案をいただきました。

事務局では、感染症対策等を踏まえて検討し、こちらの会議室においては、最後列の通路に新たに席を設置することで、現状の 15 席から 20 席まで増やすことが可能と考えております。

以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。事務局から感染症対策等を踏まえ、こちらの会議室においては、傍聴席を現状の 15 席から 20 席に増やすことは可能とのただ今説明がございましたが、何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。はい、藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。私の増設の提案を受けて、審議会の委員の皆さんにもご賛同いただいて、増設されるということで大変うれしく思っております。ありがとうございます。

1 点、今お話の中で、感染症対策を考慮するという観点がございました。国の中でも、5 類の見直し、マスクを着ける、着けないみたいな話があるかと思いますので、感染症対策の見直しのタイミングで、また改めてぜひご検討をいただきたいと思っておりますということを一言申し添えさせていただきます。ありがとうございます。

○会長 他の委員の方からご意見はありますでしょうか。特にないようでしたら、次回の審議会から傍聴人の定員を 20 名にしたいということでよろしいでしょうか。

はい、では、そのように決定いたします。

それでは、調査・審議事項に移りたいと思えます。

本日は、優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしく願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退室をお願いいたします。

#### < 傍聴人退室 >

○会長 それでは再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち、『調査・審議事項』と記載されております資料に沿いましてご説明いたします。

資料 1 ページをご覧いただきたいと存じます。優良映画等の推奨に関する条例等を記載して

ございます。条例施行規則の第2条1号から6号のいずれかに該当するものであると推奨することとなります。

資料2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1176号でございます。作品名は「生きる 大川小学校津波裁判を闘った人たち」、制作者は記載のとおりでございます。令和5年2月18日土曜日からケイズシネマにて公開を予定しております。

申請内容ですが、4ページをご覧いただきたいと存じます。対象区分、小学生高学年、中学生及び高校生、推奨にふさわしい理由は記載のとおり。

また、5ページになりますが、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第1号、青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの、第2号、青少年が知識を身に付け、教養を深めていくことに役立つもの、第3号、青少年の人を慈しみ大切にする心を育てるもの、第5号、青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの及び第6号、全各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するものであることという申請内容でございます。

6ページをご覧いただきたいと存じます。事務局といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございますとおり、該当項目は第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号、対象は高校生といたしました。

説明は以上でございます。

○会長 はい、今の説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

はい、それでは、条例施行規則に基づき、青少年に優良な映画としての推奨に賛成か反対か、また対象区分や該当項目についても併せての評価をそれぞれお聞かせください。

それでは、B委員、お願いいたします。

○B委員 はい、映画を拝見しまして、裁判に勝って、知りたかった事実が明らかになったのか、というところがちょっと分かりにくかったなという思いがしております。また、亡くなった子どもたちのことに思いが行くと、何ともやるせない気持ちでいっぱいになってしまうというところが、初めから終わりまでそういう思いで見えておりました。

ただ、震災でこのようなことがあったということは忘れてはいけないうし、今後、つらいことではございますけれども、教訓として生かしていかなければいけないということで、推奨でよろしいかと存じます。以上でございます。

○会長 はい、対象区分等もお願い致します。

○B委員 はい、推奨基準は、1、2、3、5、6で、対象は高校生でよろしいと思います。

○会長 高校生、分かりました。A委員、お願いいたします。

○A委員 はい、私も非常に学びの多い映画で、素晴らしい映画で、全世代に見てほしいものだというふうに思いました。

私は、対象区分なんですが、申請の方が希望しているとおり、小学生の高学年から高校生までを対象にすべきであるというふうに思っております。見ていて2時間と長くて、確かに非常に難しいものではあるんですが、推奨にふさわしい理由の中に申請者の方が書いていらっしゃるように、怒っている様子や悲しんでいる様子、頑張っている様子というのとは見ても分かるものだと思いますし、また、大川小学校のこの事件というか悲劇というのは、対象になったのが小学生であって、かつ、逃げようと言っていた小学生もいる中で、大人によって、先生によって押さえられてしまっていたようなところもあるというところで、非常に学びが多いものではないかと思えます。

今回の映画は、新宿で2月18日から公開ということなんですけども、そんなに多分公開期間は長くないで、こういったタイプの映画ですと、DVDの貸出しであったりとか、いろんな見る機会をつくるということもあると思いますので、こういった映画があるということのを全世代に勧めておくということ、推奨しておくというのは非常に有意義ではないかと考えております。

加えて、ちょっとこれはおまけになってしまいますけども、ぜひ先生たちにも見ていただきたい映画だと思っておりまして、改めて私は対象区分としては小学生高学年から高校生までにしたいと考えております。

加えて、有益とする該当区分ですが、こちらは申請者、そして事務局の案と同じく1、2、3、5、6でよいかと思えます。よろしく申し上げます。

○会長 F委員、お願いいたします。

○F委員 自分の子どもの命の最後をできるだけ確認したいという親の思いが強く感じられる映画でした。裁判長の言われたという「学校が子どもの命の最後の場所になってはならない」という、この言葉が非常に心に残りました。こういうことが二度と起こらないというためにも、そして、生きるということの大切さをしっかり考えるためにも皆さんに見てほしい映画だと思います。推奨でお願いいたします。

対象区分は、小学生の高学年、中学生、高校生でよろしいと思えますし、該当項目も事務局提案でよろしいと思えます。以上です。

○会長 では、I委員、お願いいたします。

○I委員 はい、私は大川小学校の現場に行ったことがあります。本当にああいう悲惨な出来事になってしまったことが残念ですが、その後、このように父母の方たちが裁判を長年闘われたこと、改めて広く社会に伝えるとともに記録する非常に価値ある映画だと思います。基本的に推奨すべきではないかと思っております。

対象の区分ですが、私も申請どおり小学生高学年から中高生でいいと思っています。小学生には、確かにナレーションがなく非常に分かりにくくて長いこともあって、ちょっと理解するのは難しいかもしれませんが、声を上げることの大切さというのを酌み取ってもらえるのではないかなというふうには思いました。それから、推奨基準は事務局のとおりでいいと思います。以上です。よろしく願いいたします。

○会長 では、H委員、お願いいたします。

○H委員 裁判で闘わざるを得なかった遺族たちの苦勞であったり、苦悩であったり、子どもが生きるはずであった人生を生きなければという葛藤しながら前を向き始める姿、誰にもこういった同じ思いをしてほしくないという親たちの姿を見ることによって、親の子どもに対する愛情だったり、また、ドキュメンタリーなので、まさに起きた事実の記録というところで、見ていて私自身もつらくなる場面があったりはしましたが、生きるということ、そして、二度とこういった惨事が繰り返されないためにも、歴史の一部として残していかなければいけない作品だなというふうに思いました。

それを子どもたちが見ることはとても意義があることだというふうに思いますので、多くの人たちに見てもらいたいという思いで推奨です。対象区分も項目も事務局案どおりでいいと思います。以上です。

○会長 はい、松崎委員、お願いいたします。

○松崎委員 はい、私は、津波で自分のお子さん、子どもさんたちを亡くすことになってしまった保護者の方の悲痛な思いを痛切に感じました。ナレーションはなく、切々と裁判の動向といいますか、教育委員会とのやりとりですとか、そういったところを見て受け止める、どういうふうに受け止めるかというようなことは、ご自身でというふうな作者の方のお話でしたけれども、ただ、一方で、未曾有の大災害というふうに言われた大震災において、教員の、学校関係者の厳しい判断というふうなところで、その責任の重大さというものを痛切に感じる映画だなと、正面から向き合わなければいけないなというふうに思いました。

私も推奨基準は事務局のご提案のとおり、それから、対象区分については、小学生高学

年からということで申請者の方の思いを同じようにということで、推奨という形でさせていただきたいと思います。以上です。

○会長 小室委員、お願いします。

○小室委員 はい、推奨に賛成いたします。作品全体として、特に前半の部分がドキュメンタリーならではの淡々とした映像ではあるんですけど、正視するにはあまりにもつら過ぎる映像が多くて、思わずちょっと目をそむけたくてしまうようなつらい部分が随分多いなと感じました。後半になって、裁判を軸にして、改めてこういった悲劇を繰り返さない、それから学校関係者の、非常に災害の多い日本という国で、子どものいざという時に命を預かる責任までも負わなければならない、この厳しさというのを如実に伝える貴重な作品であると感じまして推奨に賛成いたします。推奨基準は事務局提案のとおりでよろしいと思います。

それから、対象ですけど、事務局提案は主として高校生に有益ということで、これにも賛成いたします。裁判の過程を通じて、この問題点というか、社会的な意義を考えていただくという上では、行政と教育、あと裁判制度とか、ある程度社会的な仕組みについてバックグラウンドを持っている前提に立って鑑賞していただいた方がより効果的なのかなと。鑑賞するということについて、若い世代を決して排除するという意味ではございませんけど、推奨という意味では高校生以上の方がより望ましいのかなと思いました。

○会長 はい。では、G委員、お願いいたします。

○G委員 映画を見て、申請書に書いてある、どんなことがあってもお父さん、お母さんは皆さんの味方であると、この映画を見て感じ取ってほしいということを私も見て思いました。ですが、東日本大震災から12年になろうとしていて、当時、生後間もなかったり、生まれていない子たちが見るとなると、この映画で初めて大川小学校での被災のことを知る子どもたちもいると思うので、その子たちが大震災や大川小学校で起こったことがどんなものだったか、想像しながら見ることを考えると、理解に難しい内容なのではないかと感じました。

ですが、見た経験はなくなりませんし、後で思い出して、何かのきっかけや力にすることを期待できる映画だと感じました。自分たちよりも年下か同い年ぐらいの子どもたちに起きてしまったこと、親の悲しみや子どもへの愛、闘わなくてはいけなかった、手段に出るしかなかった様子を、インタビューを見てもらって、いろいろな側面から子どもたちに

考えてみてほしいと思いました。

推奨基準も全て賛成で、対象区分については少し迷いましたが、申請者のとおり小学生高学年から高校生までとしたいと思います。以上です。

○会長 では、小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 はい、推奨と考えております。また、対象区分ですけれども、私は中学生と高校生かなと考えております。その理由ですけれども、私もこの映画を見て、皆さんにどちらかという、大人には見てもらいたいなと思っているところですし、行政職員として見てみた時に、こういうことが起こった時には、行政としてもしっかり対応しなければいけないということを改めて感じました。

ただ、感情的に見てしまうと、どうしても学校の先生と保護者が闘っているっていうふうな、学校と行政と対保護者というふうに見える部分もあったので、先ほどもありましたが、役割を理解した上で、行政とか社会の仕組みをある程度分かった上で見てもらった方がいいのかなと思います。ただ闘っている部分、批判し合っている部分だけが残ってしまうと印象が違ってしまふのかなと思いましたので、そういうことがある程度分かっている中学生、高校生に推奨したいと考えております。以上です。

○会長 では、古畑委員、お願いいたします。

○古畑委員 はい、推奨でお願いをいたします。基準、それから対象区分については、事務局の案で賛成であります。ご遺族のことを思いますと、しっかりと向き合っていかなければならない、こういった事実を伝えていかなければならないと思いました。以上です。

○会長 では、E委員、お願いいたします。

○E委員 はい、この「生きる」というタイトルで、どういうドラマチックなものがあるかと思ったんですが、この映画の監督がテレビドキュメンタリーをおやりになっていた方なので、真相究明のための証言とか検証、裁判記録などのドキュメンタリーになっているんです。関係者やご家族の証言などをはさみながら、2時間以上の映画にされているんですけども、108人しかいない生徒のうち70名が亡くなって、4名が行方不明で、教師の方も13名中10名が亡くなられて、小学校全体で壊滅的な打撃を受けたということです。

私もメディアの取材で行ったことはあるんですが、この地区に大川小学校がポツンとあるわけではなくて、周りにもたくさん家があり、その家の老人や子供さんもかなり亡くなっているのです。学校のすぐ裏に山というか、ちょっとした丘があり、そこに登ればよか

ったのにということは何度も聞きました。映画の中でも、教師が一人、山に登って助かったことが問題になっていました。彼は一人だけで逃げたのか、それともみんなを呼んだのかということに関する証言について、詳しく描かれていました。

監督が上映後に「私はこの作品に寄り添って、夢のある映画にしたい」というようなことを仰ってたんです。突然大災害という悲劇にあって、その後どう生きていくか、どうやって子供の死を受け止めていって、これを伝えていくかというようなことに対する生々しいドキュメントにしたい、とおっしゃっていたんですが、この「夢のある」という発言には、ちょっと語弊があるかもしれませんが、私も映画を見ながら、人間が経験せざるをえなかったこの現実に対して、やはり言葉を失う衝撃でした。この地区は、海岸から3キロ以上離れていて、津波が北上川を上って、ここまで来るかどうか、教師の方々も判断に迷いがあり、上流に行くべきか、山の方に逃げるべきか、議論があったようです。その辺のところにも我々が学びとらなければいけない点がたくさんあるような気がします。ドキュメンタリー映画としては、小学生にはよくわからない点もあるかと思いますが、小学生高学年から高校生、大人まで見るにふさわしい映画だと思いました。

○会長 D委員、お願いいたします。

○D委員 私もたくさんの方々に見ていただきたいと思う映画でありまして、推奨に賛成であります。ちょっと感想に近くなってしまうんですけども、私も今度小学校に入る子どもがおりまして、子を持つ親としては涙をこらえることがなかなか難しい映画でありました。私自身も石巻に何度も足を運んだことがあります。私の知人の防災士もこの現地の小学校に何度も足を運んで、なぜこれだけたくさんの方が亡くなってしまったのかということを知りたいとおっしゃっていました。

この多くの犠牲を生んでしまった災害について、仕方ないと捉えるのか、それとも防ぐことができたと考えるのか、そのためには、やはり綿密な検証が必要であるということは至極当然でありまして、その結果をもって今後の教訓に生かしていかなければ意味がないと考えております。

また、その検証についてですけれども、納得のいく答えが得られなかったのも、裁判について保護者の方々が、決して望んでいたわけではなかったというようなことをおっしゃっていたかと思います。

試写会では監督さんがいらしてまして、これは残された方々の再生を描くというもの

ではなくて、ありのままを映像にしたんだということをおっしゃっていました。それぞれの思いで受け止めていただければよいというようなことだったかと思います。いろいろな思いで見えていただきたいと考えます。

そして、対象区分につきましては、たくさんの方に見ていただきたいという思いなんですけれども、映画が2時間という長さであることや、裁判というちょっと難しい内容もあるので、低学年を除いて高学年からということで賛成であります。

また、推奨基準についても賛成であります。このままでお願いいたします。以上です。

○会長 では、大宮委員、お願いいたします。

○大宮委員 はい、命の大切さや、親の愛情を感じる素晴らしい作品だと思いました。推奨ということでよろしいかと思っていてまして、推奨基準については、事務局のご提案に賛成です。それから対象区分については、最初、時間が長いという点で、小学生には難しいのではないかと思っただけ見始めたところですが、時間よりもその内容が、生死を扱うものであり、また、大人の弱さが見えている点に、子どもによっては、受け止めるのが難しいのではないかと思いました。精神的に受け止め切れない子がいるのではないかという思いもございまして事務局案のとおり高校生以上該当でよろしいかなと思いました。以上です。

○会長 では、C委員、お願いいたします。

○C委員 私も推奨に賛成です。東日本大震災の貴重な記録映画と思います。特に、被災された大川小学校の裁判に至る様子が記録された、貴重な歴史に残る資料になっていくのではないかと思います。

この映画をぜひさまざまな方に見てもらいたいと思いますが、対象区分については、高校生以上でよろしいのかなと思います。以上でございます。

○会長 では、J委員、お願いいたします。

○J委員 はい、推奨でお願いしたいと思います。命を大事にするという視点でのテーマだと思うんですが、裁判官の言葉ということで、「学校が子どもの命の最後の場所になってはならない」という、この言葉が私もじんと来たわけなんです、あってはならない、一番安全でなきゃいけない、そういう学校で命を落としてしまったという、こういう事実は消せないわけなんです、今後、こういうことが二度と、遺族としてもあってはほしくない、また、二度と自分の家族のようなこういう悲劇があって、家族の悲しみがあってはならない、こういう強い思いが今後残された遺族の方たちの生きる糧になるのかなというような

感じもしました。

そういう意味で、多くの方にこれを見ていただいて、学校現場、そして命を大事にする、学校でのいじめ等も含めて、友達、友人を大切にする、そういう心を育ててほしいなというような思いも含めまして、こちらの事務局の案どおり小学生高学年以上、また、推奨基準についても事務局案で賛成でございます。以上でございます。

○会長 K委員、お願いいたします。

○K委員 はい、私も推奨基準、このままで推奨したいと思います。

東日本大震災の真実について、こういうドキュメンタリーを残していくことは非常に大事なことであると思います。当然、子どもたちにも知ってもらうのは重要なことだとは思いますが、本作品は、何人かの方がおっしゃったとおり、裁判で争っている、それも被害者の遺族の親たちが先生たちと、直接先生たちとではないですけども、先生たちの判断に対して裁判で争っているという作品なので、こういう形を小学生、幼い児童たちに見てもらうのがいいことなのかっていうのは、ちょっと引っ掛かりました。理解できない小学生が見たら、先生が言うことは必ずしも正しくないんじゃないかっていうふうに思ってしまう可能性もあるんじゃないかと感じました。なので、私も区分のところにつきましては、少なくとも小学生にはちょっと難しいのかなと思って、中学、高校、中学もちょっと難しいのかなということで、この事務局案、高校生で、しっかり理解してもらう、理解することができる人たちに見てもらうのがいいのではないかと思いました。以上です。

○会長 会長代理、お願いします。

○会長代理 はい、推奨でお願いしたいと思います。非常に幅広い人たちに見ていただきたい大変いい映画だと思います。論点は、もう既にたくさん出ていますので、私も皆さんのご意見に賛成です。

私自身、若い頃、石巻に新聞記者時代駐在して、3年ぐらい生活してまして、この大川小学校、最近も何度か訪ねています。非常に興味を持って見守ってきた裁判ですが、親たちの思いが裁判を動かした、それを描き出したドキュメンタリー映画だと思います。

問題は対象区分ですけれども、確かに小学生に裁判のところ、果たしてどこまで理解できるのか、あるいはかえって誤解を招くような部分もあるのではないかという、確かにそういう懸念もあるのですが、この申請書にあります制作者の思い、小学生、子どもたちに親の思いを知ってもらいたいという、それを受け入れて、小学生高学年からということで

推奨したいと思います。

1点事務局に確認ですが、資料に記述が二つありまして、対象区分が小、中、高校生と書いてある部分と、主として高校生に有益と認めると書いてある部分があります。今日、審議の中で事務局案を支持しますというご意見が幾つかありましたが、事務局案というのは高校生以上なのかそれとも小学生高学年以上なのか、どちらと認識すればよろしいでしょうか。

- 若年支援課長 はい、事務局でございます。資料でございますが、3ページ、4ページ、5ページは申請者が考える対象区分と該当項目でございます。6ページは事務局案となっております。
- 会長代理 ということは、事務局としては高校生以上という提案ですね。
- 若年支援課長 はい。事務局としましては、対象区分は高校生が適切ではないかと考えまして、ご提案させていただいたところでございますが、今委員の皆さまのご意見を記録させていただいております。一部のご意見の中で入れ違いというところもありますが、併せて、高校生とか、あるいは小学生高学年以上とかといった形で皆さまご意見いただいておりますので、そちらの具体的な対象区分をおっしゃっていただいた方で事務局で記録しているところでございます。
- 会長代理 はい、分かりました。
- 会長 はい、それでは、最後に私の意見でございます。皆さま方がおっしゃっていただいていることとほぼ重なってしまいましたが、私もこのドキュメンタリー、記録として残すことに非常に意味のある映画だと思いますし、見ていて非常に心が熱くなった映画でございます。ぜひ多くの方に見ていただきたいと思いますので、推奨するという事に賛同したいと思います。

問題は対象区分でございまして、震災時に思春期だった子どもがメンタル的に、大人が思った以上に非常に大変だったという経験等もあって、そのフォローというか、今回のこの映画を拝見させていただいて、特に前半部分の説明会で、行政や学校側との方言等も含めて感情的なやりとり等を子どもが理解できるのか。あるいは、裁判とか、そういった一連の手続きの流れを理解できるのかというふうに考えた時に、この映画は委員の方もおっしゃっているように、大人ですとか、学校関係者、行政関係者に見ていただきたいと強く思うと同時に、ちょっと小学生等は難しいのではないかと思います。私は高校生という

対象区分と考えたところでした。これが私の意見でございます。

ということで、今、各委員からご意見をいただいたんですけども、先ほど事務局の方から対象区分、事務局案は高校生だということもあったので、ご自身の発言が意図していない方向で解釈されたのではないかとご心配の方等いらしたらお願いします。

J委員、どうぞ。

○J委員 私最後に事務局案って申し上げた部分があるので、誤解のないように言っときますけども、申請者の申請どおりの形でということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○若年支援課長 はい、事務局でございます。念のため、事務局から記録しております内容を読み上げさせていただくことで、皆さまに確認いただくことでいかがでしょうか。

○会長 よろしいですか。じゃあ、お願いします。

○若年支援課長 はい、申し上げます。

それでは、対象区分が小学生高学年、中学生、高校生ということでご意見いただいた委員の皆さままでございますが、A委員、F委員、I委員、松崎委員、G委員、E委員、D委員、J委員、会長代理、以上9名でございます。

また、高校生ということでご意見をいただいた委員の皆さままでございますが、B委員、H委員、小室委員、古畑委員、大宮委員、C委員、K委員、会長の8名でございます。

また、1名、小澤委員が中学生と高校生ということになっております。

○会長 ありがとうございます。それでは、本日諮問されました映画についてですが、委員の皆さま全員が推奨というご意見ですので推奨ということなんですが、問題は対象区分でございまして、今、事務局のご説明がありましたように、事務局の意見は高校生ということでしたが、小学生高学年以上というご意見が9名ということですよ。そうしますと、その場合はどう判断すればよろしいですか。事務局から条例に基づく審議会の規程についてご説明いただけますか。

○若年支援課長 審議会といたしましては、過半数をもって議事を決するということになっておりますので、小学生高学年以上が9名、それ以外の方が同じく1名と8名で9名というふうになっております。この場合、会長において決することも可能ということになっております。

○会長 どうぞ、D委員。

○D委員 すいません、ちょっと私の意見なんですけれども、多数決というのは、あまりにもちょっと難しいのかなというふうに思っておりまして、どちらかという、対象を狭めるというよりは、範囲を広く取っておくという方が賢明ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○会長 はい、会長代理、お願いします。

○会長代理 実質、半々ですよ。そうすると、特に行政に携わっている方々が小学生はどうだろうというところは、ちょっと重く受け止めた方がいいのかなと。私個人は、小学生高学年からということで意見しましたけれども、もし何かご意見がいろいろあれば出させていただくといいのかなと思うのですが。

○若年支援課長 事務局でございます。1点、申し訳ございません。訂正をさせていただきたいと存じます。

東京都青少年健全育成条例の第24条第2項でございます。審議会の議事に関するところでございます。「審議会の議事は、出席した委員（会長である委員（第22条第3項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。）を除く）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」というところでございます。おわびの上、訂正をさせていただきます。

第24条第2項に基づきますと、まず、会長を除いた形で、過半数で決することになります。そういたしますと、小学生高学年以上が9名、高校生が7名、中学生・高校生が1名ということで、本日会長を除く委員が17名でございますので、小学生高学年以上の方が過半数という状況でございます。おわびの上、訂正をさせていただきました。

○会長 という事務局からのご説明でございましたので、審議会として推奨する、対象区分は小学生高学年以上ということでの答申ということによろしゅうございますか。

<「異議なし」の声あり>

○会長 はい、それでは、そのように答申させていただきます。

それでは、事務局から他に連絡事項ございますでしょうか。

○若年支援課長 はい、都民からの申出は12月はございませんでした。

次に、次回審議会に諮問予定の映画がございます。

作品名は「丘の上の本屋さん」、申請者はミモザフィルムズ、試写会が1月25日水曜日の15時30分から、また、2月9日木曜日の15時30分から、試写会場は中央区の京橋テ

アトル試写室でございます。

なお、本審査会は、申請者等が報道関係向けに開催する試写会と併せて開催しておりますため、途中の入退場はできませんのでくれぐれもご注意願います。

DVD やオンラインでの視聴も対応可能でございます。以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございました。

本日の調査・審議事項について、何か質問等ございましたらお願いします。F委員、お願いします。

○F委員 すみません、繰り返しになりますけれども、諮問映画の事務局案資料の一番下、「主として高校生に有益と認める」とありますが、ちょっとつかみにくかったので、「主として」となると、主に高校生で上、下もあるように取られますので、もう少し分かりやすい表現をしていただけると、審議する時に助かりますので、よろしく願いいたします。

○若年支援課長 ご意見ありがとうございます。ご意見承りまして検討させていただきます。ありがとうございました。

○会長 それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。傍聴人の方が再入室するため、しばらくお待ちください。

#### <傍聴人入室>

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。まず、本日の審議でございますが、映画「生きる 大川小学校津波裁判を闘った人たち」につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

推奨映画の公告予定日は、令和5年1月24日火曜日、プレス発表は令和5年1月、失礼しました。少々お待ちください。失礼いたしました。訂正はございません。公告予定日は令和5年1月24日の火曜日、プレス発表は令和5年1月19日の木曜日となります。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和5年2月13日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後4時41分閉会